明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定（六）　一
〔告　示〕
○図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の効力発生に関する件（外務一九八）　七

本号で公布された法令のあらまし

◇**図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定**（条約第六号）（外務省）

この協定は、日本国政府が、日本国と大韓民国との間及び両国民間の友好関係の発展に資するための特別の措置として、朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書を大韓民国政府に対して引き渡すことについて定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　日本国政府は、朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書を、この協定の効力発生後六箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡すことを規定する。（第一条関係）

2　両国政府は、第一条に規定する措置により両国間の文化交流及び文化協力が一層発展するよう努めることを規定する。（第二条関係）

3　この協定は、各政府がそれぞれ必要な国内手続が完了したことを相手国政府に対して通告し、遅い方の通告が受領された日に効力を生ずることを規定する。（第三条関係）

4　第一条に規定する引渡しの対象となる図書を掲げる。（附属書関係）

条約

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年六月十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

条約第六号

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定

日本国政府及び大韓民国政府は、

相互理解に基づく文化交流及び文化協力が、両国及び両国民間の友好関係の発展に資することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

日本国政府は、両国及び両国民間の友好関係の発展に資するための特別の措置として、朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書を、両国政府間で合意する手続に従ってこの協定の効力発生後六箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡す。

第二条

両国政府は、前条に規定する措置により両国間の文化交流及び文化協力が一層発展するよう努める。

第三条

各政府は、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを書面により相手国政府に通告する。この協定は、遅い方の通告が受領された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年十一月十四日に横浜で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　前原誠司
大韓民国政府のために
　金星煥

附属書

一　朝鮮王朝儀軌

	書名	編著者	刊写年次	冊数
一	（哲宗大王）**耐**廟都監儀軌	儀軌庁	清　同治五写（朝鮮）	一
二	（哲宗大王）殯殿魂殿都監儀軌	儀軌庁	清　同治四写（朝鮮）	三
三	（哲宗大王）国葬都監儀軌	儀軌庁	清　同治四写（朝鮮）	四
四	睿陵山陵都監儀軌	儀軌庁	清　同治三写（朝鮮）	二
五	（哲仁王后）睿陵山陵都監儀軌	儀軌庁	清　光緒六写（朝鮮）	二
六	（哲仁王后）**祔**廟都監儀軌	儀軌庁	清　光緒七写（朝鮮）	一